

# 自然再生型まちづくりへの提言

「自然と共生する社会形成を目指して、地球規模で考え、地域から行動する自然再生型まちづくり」

## CLA 関東支部自然再生型まちづくり特別委員会

### 提言の背景

「21世紀『環の国』づくり会議」は自然再生型公共事業を提唱しました。自然と共生する社会の実現を目指し公共事業に生態系管理の手法を取り入れて、都市での森づくりやネットワークづくり、海を再生するための事業など、各種事業を一体的に行うことで自然と共生する地域づくりを想定しています。こうした中で、安全・快適な生活環境を維持し活力ある社会を形成していくには、環境が有限であることを認識し、人と自然との共生による持続的発展が可能な都市構造への転換を図っていくことが必要になります。

これを受け「自然再生型まちづくり特別委員会」では、新しい発想・視点に立った内容を持つことを基本に施策提言書としてまとめました。ランドスケープコンサルタントの果たすべき役割、活躍を考えて本号に掲載します。

### I．まちづくりの転換期

今日、20世紀に構築した経済社会システムが大きな転換期を迎えています。まちづくりにおいても、都市化の流れの中で効率性・利便性を重視した市街地開発や公共施設整備が進められてきましたが、この一方で、地球温暖化や都市のヒートアイランド化・廃棄物の増加・緑地の減少等の環境悪化が進行し、人間を含む多くの生物の生存を脅かすまでに深刻化しています。

こうした中で、安全・快適な生活環境を維持し活力ある社会を形成していくためには、環境が有限であることを認識し、人と自然との共生による持続的発展が可能な都市構造への転換を図っていくことが必要です。

このような認識に立ち、緑の環境づくりの技術者集団である私たちは、新世紀の都市ビジョンとして、都市機能と自然が調和した環境への負荷が少ない「自然再生型まちづくり」を提唱します。

### II．自然の再生型まちづくりとは

自然再生型まちづくりは、元来その都市が持つ自然の構造や環境容量に合った、合理的で安定した都市環境の形成を目指すものであり、求められる内容はそれぞれの都市によって異なりますが、その基本コンセプトは次のように表されます。

・「自然が都市の中に残されている」のではなく、都市の

中に自然的環境要素が構造的な備わったまちづくり。

- ・今ある自然を守るだけでなく、失われた自然の再生や新たな自然環境の創出を含むまちづくり。
- ・人間が安定した環境の中で生活でき、自然とのふれあいが人々のライフスタイルとして幅広く定着するまちづくり。
- ・住民・企業・行政等の多様な主体の参加と連携作業によって実現するまちづくり。

### III．自然再生型まちづくりの基本方向

自然再生型まちづくりの基本方向を以下のように定めました。

- ・エコロジカルなまちづくりの基盤をなす里山・里地・水系・海岸線等の骨格的な緑地を連続的・一体的に確保し、生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成を図る。
- ・まちの魅力を高め、個性豊かな地域文化を形成する、自然資源・歴史文化資源の積極的な保全・再生・活用を図る。
- ・低負荷型・循環型の都市環境形成に向けたまちの緑資源等の循環と環境負荷の少ない自然と共生する都市づくりを図る。
- ・自然とのふれあいや農業活動・健康運動などの環境共生型ライフスタイルが楽しめる生活空間の形成を図る。

- ・住民・企業・行政が協働で自然再生型まちづくりを推進するための仕組みの整備を図る。

#### Ⅳ．自然再生型まちづくりによる効果

自然再生型まちづくりを推進することにより下記のような効果を予測できます。

- ・生物多様性の確保，野生の遺伝資源の保全。
- ・地域の個性・魅力アップと活性化，生活空間の自然性・快適性の向上，住宅地等の資産価値の向上。
- ・温暖化・ヒートアイランド現象等の環境負荷の軽減，エネルギー消費の軽減。
- ・地域の水系の保全，水循環の確保，洪水の緩和，水辺環境の再生。
- ・住民の健康の維持増進，心身のストレスの緩和。
- ・地域コミュニティの形成。

#### Ⅴ．自然再生型まちづくりに向けた施策提言

##### 1．エコロジカルなまちづくりを目指して

一般的に，まち全域にわたる環境資源に係るデータの蓄積に乏しい。身近な自然環境をマップ化する。さらに，人文・歴史・文化等の情報を加えるとより利用しやすい構造になる。

- ・自然情報マップ（エコマップ）の作成。
- ・地域のエコロジカル診断・評価システムの確立と診断・評価の実施。
- ・都市のエコロジカルネットワーク計画（生態回廊計画）の策定。
- ・里地・里山地域を対象とする土地利用ゾーニングと環境保全計画の策定。

##### 2．自然資源を活かした個性あるまちづくりを目指して

自分が住んでいる地域やまちに誇りを感じ，大切に守り育てて行こうという意識が芽生えることは，すべての事業の根幹になる。地域（自然，名所・旧跡，歴史・文化）を知り，人を知ることから自然環境・住環境の改善を図る。まちの魅力を高める風景，人系の再生事業とは，住んでいるまちを好きになること，良質な環境に変えて行こうという意識の向上も，地域に活気を与え，結果として地域活性化に寄与する。

- ・自然，歴史文化資源の再評価と保全・再生・活用事業の推進。
- ・自然・歴史文化資源をつなぐ都市内ネットワーク計画の策定。

- ・郷土風景を活かした地域再生型まちづくりの推進。

##### 3．低負荷型・循環型まちづくりを目指して

持続可能で簡素で質を重視する社会への転換を図り，自然と共生する社会を実現する必要がある。温暖防止や自然との共生，循環型社会形成等の切実な課題に対応して，ハード，ソフトの組み合わせにより低負荷型で環境にやさしい社会を目指す。

- ・環境共生（モデル）地区の創設と環境共生事業への推進。
- ・農村と都市の連携，循環による緑資源リサイクルシステムの確立。
- ・都市の水資源の評価・分析と，適性な水文循環づくりの推進。
- ・ヒートアイランドの抑制に対応した屋上緑化・壁面緑化の推進。

##### 4．環境共生型ライフスタイルが楽しめるまちづくりを目指して

身近な自然の保全，新たな緑地環境の保全や緑地環境の創出事業を連携させ，「緑と文化と人の環」として，子供たちに受け継がせていくことが必要である。場の提供の他に教育の場で，正確な環境知識を持つ人材の確保と育成に対して提言を行うコンサルティングが必要である。

- ・自転車道・歩行者専用道路・水路などによる新たな交通体系の計画づくりと整備事業の推進。
- ・滞在型クライングルテンおよび田園居住型住宅地の整備・推進。
- ・グリーンツーリズムに対応した地域間交流施設整備と交流システムづくり。
- ・エコライフ体験公園の計画・推進。
- ・時代のニーズを踏まえた既存緑地資源や公園の再整備事業の推進。

##### 5．公民協働によるまちづくりを目指して

公民協働で推進する自然再生型まちづくりに係る組織および仕組みづくりの計画策定と事業推進，これらはすべての事業のベースとなる。

- ・公民協働で推進する自然再生型まちづくりに係る組織および仕組みづくりの計画策定と事業推進
- ・新たな環境資源づくり（市民・事業者）
- ・新たな環境資源づくり（行政）

## 提言1 -

### 自然情報マップ(ピオマップ)の作成

#### 構想の意義

自然環境情報の図面化において、生き物情報は図面化しにくい課題であった。そこで、生き物情報の地図化では、生き物の分布ではなく、その生息環境を図面化する試みが考えられた。自然情報マップ(ピオマップ)はそのような視点から提案された地図である。

ピオマップは、生物群が生息環境毎にどのような環境に結びついて生息しているかという情報を整理して、図面化したものである。

図面化をGISのシステムにのせることにより、図面の応用範囲が広がる。たとえば、デジタル化された情報を一般公開することによって、地域の自然情報を市民とインタラクティブな関係で、共有化することが可能である。また、ピオマップの更新もスムーズに行える。

#### 理由・背景

ピオマップの具体的な活用としては、都市計画における自然環境の基礎情報の台帳となること、緑の基本計画、エコネットワーク計画などのランドスケープエコロジーの基礎図として役立てられること、環境管理などの地域管理のための基礎図として役立てられること、環境アセスメントの評価に際して参照される重要な図書となることがあげられる。このように、都市における自然との共生においては、基礎となる情報地図である。

#### 施策イメージ

・ピオマップが自然環境に関連する計画の基礎図として役立てられるためには、計画レベルに対応したいろいろなスケールでの図面化が必要となる。

ピオマップの図面化は、3つのスケールで検討している。

- ・都道府県レベル 図面スケールは1/50,000 ~ 1/100,000
- ・市町村レベル 図面スケールは1/10,000 ~ 1/25,000
- ・地域レベル 図面スケールは1/2,500 ~ 1/5,000

3つのレベルのなかで、基本となるのは、市町村レベル(1/10,000)である。

ピオマップは自然環境情報を多角的に集積しているので、地図を作成する過程で他の分野に応用できるさまざまな情報が整理される。

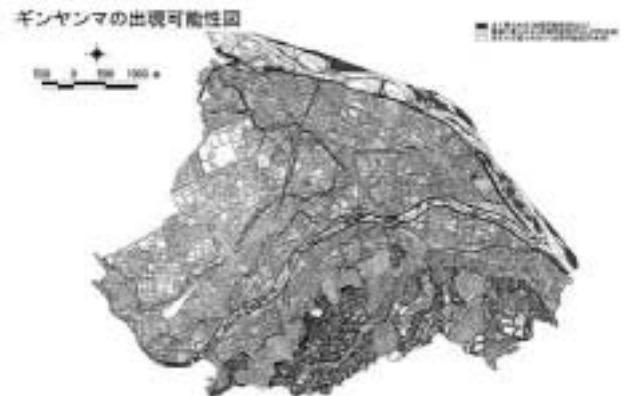
《生物の立地に関する情報》

・地形分類図/植生図/空間区分図/土壌図/水系図

《生物に関する情報》

・生物の分布図/生物の生態に関する情報/生物の履歴に関する情報

#### 自然情報マップ(ピオマップ)のイメージ図



(自然環境情報活用調査,2002年,(財)都市緑化技術開発機構より引用)

## 提言1 -

### 地域のエコロジカル診断・評価システムの確立

#### 構想の意義

地域のエコロジカル診断・評価のシステムづくりは、自

然環境情報の有効利用やエコロジカルネットワーク計画などの策定のために、役立てられる。

### 理由・背景

地域の生態的な診断・評価の手法は現在の段階では、事例は極めて少ない。

自然環境情報をGIS(地理情報システム)に載せることにより、地域の診断・評価システムとしての活用の幅が広がり、地域のエコロジカル診断・評価はシステム化が可能である。

### 施策のイメージ

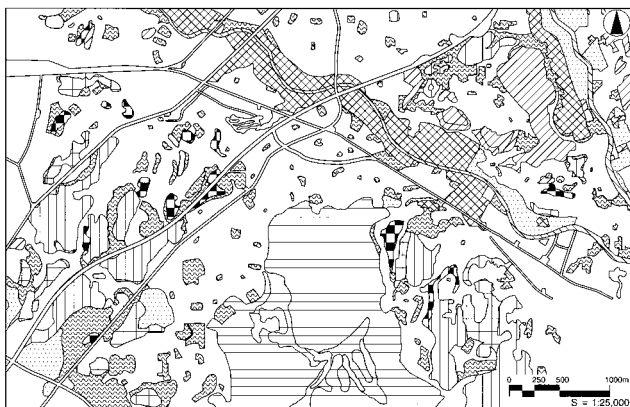
診断では、地域の生物の生息空間における、さまざまな角度からの解析が必要とされる。

評価では、地域の生物の生息空間の重要性の評価と、その社会的な担保性の評価も必要とされる。

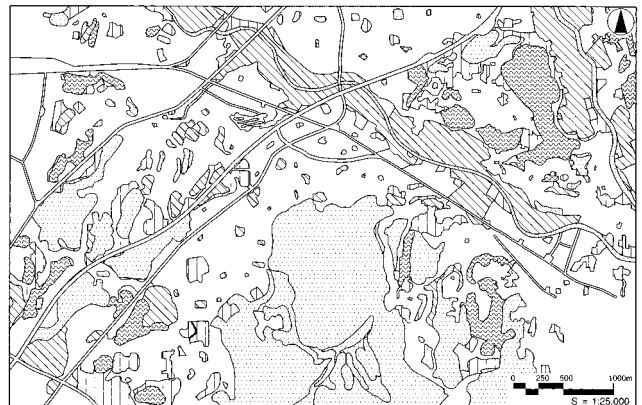
#### 《主な診断・評価の事例》

- ・ 生き物を取り巻く自然環境の解析(ピオトープタイプ図)
- ・ 生き物を取り巻く自然環境の評価(ピオトープ評価図)
- ・ 生物種群(生物種)の生息適地図
- ・ 貴重種等の生息可能性図
- ・ 生物群(生物種)の出現可能性図
- ・ 生物の生息空間機能の診断
- ・ 土地的環境のポテンシャルの解析

### 成果品のイメージ



|   | 生きものの生息・生育空間               | 生きものおよび環境の特徴   |
|---|----------------------------|--|
| □ | 広葉樹林を主体とする生きものの生息・生育空間     | 生物：タヌキ、ウサギなどのほ乳類、フクロウ、コウライ、エナガなどの鳥類をはじめ、樹林の多様な動物が生息する。<br>環境：丘陵地や台地の斜面に残存するコナラなどの落葉広葉樹林により特徴づけられる環境。場所によっては、小規模な畑地、林縁の草地、池沼や湿地等を含む。        |
| □ | 広葉樹林と水田が一体となった生きものの生息・生育空間 | 生物：タヌキ、サシバ、フクロウなどの樹林の動物に加え、カルガモ、オオヨシキリなどの水辺の動物が多く生息する。<br>環境：河川の水辺に分布し、斜面のコナラなどの落葉広葉樹林と低地の水田がセットになった環境(谷戸)。場所によっては、小規模な畑地、林縁の草地、池沼や湿地等を含む。 |
| □ | 広葉樹林と畑地が一体となった生きものの生息・生育空間 | 生物：エナガ、モス、アズマモグラ、ベニシジミ、オンボバツグミなどの樹林や草地をすみかとする動物が生息する。<br>環境：丘陵地や台地の斜面に残存するコナラなどの落葉広葉樹林と畑地がセットになった環境。                                       |
| □ | 河川沿いの草地を主体とする生きものの生息・生育空間  | 生物：カワウ、アオサギ、ホオジロ、キジ、マガモ、コガネなどの鳥類を中心に多様な動物が生息する。<br>環境：河川中、下の水域および河岸に形成されるススキなどの高さ草地により特徴づけられる環境。   |
| □ | 池・沼を主体とする生きものの生息・生育空間      | 生物：コサギ、イワツバメ、ハクセキレイなどの鳥類、ヌマガエル、シレーグアオガエル、ニホンイモリなどの両生類、アオダイショウ、ヤマカガシなどの爬虫類が生息する。<br>環境：ため池などの止水域および湿空、水生植物により特徴づけられる環境。                     |
| □ | 針葉樹林を主体とする生きものの生息・生育空間     | 生物：トラツグミ、シロハラ、ウグイスなどの鳥類、ヤマカガシ、マムシなどの両生類が生息する。<br>環境：台地に残存するスギ、サクラなどの常緑針葉樹林により特徴づけられる環境。  |
| □ | 大規模な畑地を主体とする生きものの生息・生育空間   | 生物：ほ乳類は少ないが、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリなどの鳥類、カナヘビ、シマヘビなどは虫類が生息する。<br>環境：低地に区画整備された畑地により特徴づけられる環境。   |
| □ | 大規模な水田を主体とする生きものの生息・生育空間   | 生物：ほ乳類は少ないが、コサギ、セグロセキレイなどの鳥類、ニホンマガエル、ウツガエル、トウキョウマルマガエルなどの両生類が生息する。<br>環境：低地の河川沿いに区画整備された水田により特徴づけられる環境。                                    |
| □ | 帯状の樹林を主体とする生きものの生息・生育空間    | 生物：ノクサギ、タイワンリスなどの動物、メジロ、エナガ、ヤマガラスなどの樹林地の鳥類が生息する。<br>環境：台地に残存するスダシイ、アカガシなどの常緑広葉樹林により特徴づけられる環境。  |
| □ | 小規模な樹林を主体とする生きものの生息・生育空間   | 生物：ほ乳類は生息しないが、キジバト、ヒヨドリ、ハシブトガラスなどの鳥類、アオカマシ、ヤマシジミ、シロシカミナリなどの昆虫類が生息する。<br>環境：公園に植栽された樹林や、斜面地に残存する樹林により特徴づけられる環境。                             |
| □ | その他の生きものの生息・生育空間           | 生物：ほ乳類は生息しないが、キジバト、ヒヨドリ、ハシブトガラスなどの鳥類が生息する。<br>環境：道路や住宅地に植栽された樹木、住宅地に残存する草地や荒地により特徴づけられる環境。   |



| 生きものの生息・生育空間の重要性 | 評価およびその理由   |
|------------------|---|
| □                | 特に重要な生きものの生息・生育空間<br>広葉樹林を主体とする空間、広葉樹林と水田が一体となっている空間、河川沿いの草地を主体とする空間は、自然林や自然草地により形成されており自然性が高く希少な環境であり、また、水域から陸域までの多様な環境を有しており、多種多様な生きものの生息・生育空間として特に重要である。 |
| □                | 重要な生きものの生息・生育空間<br>広葉樹林と畑地が一体となっている空間、針葉樹林を主体とする空間は、自然性は高くはないものの、宅地などの市街化の影響はそれほど高くなく、樹林や草地が形成する環境は相対的に多様であり、多くの生きものの生息・生育場となっており重要である。                     |
| □                | 標準的な生きものの生息・生育空間<br>大規模な畑地や水田を主体とする空間は、自然性、希少性、多様性の観点から特筆すべき点はなく、市街化による環境圧を恒常的に受けている生きものの生息・生育空間として一般的なものである。   |
| □                | 質が低い生きものの生息・生育空間<br>小規模な樹林を主体とする空間は、市街化が著しく進む場所に孤立しており、自然性は低く、希少性、多様性ともに低い生きものの生息・生育空間である。  |
| □                | 質が特に低い生きものの生息・生育空間<br>その他の生きものの生息・生育空間は、市街地の中の住宅地や荒地などに残る緑であり、一部の限られた生きもののみが住んでいる。  |

(都市のエコロジカルネットワーク, 2001年, (財)都市緑化技術開発機構より引用)

## 提言 1 -

### 都市のエコロジカルネットワーク計画

#### 構想の意義

地球環境時代である今日、まちづくりは、これまでの、人間本意で、利便性と快適性だけではなく、都市のエコロジカルネットワーク計画を推進することによって、自然の資源や生態系の価値を理解し、生きもののにぎわいのある、環境と共生・調和する都市の形成をめざす。

#### 理由・背景

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動とライフスタイルから、最適生産、最適消費、最少廃棄型の経済社会活動とライフスタイルへと変換が迫られている。

生きものに関わる施策はアーバンエコロジーパークなど拠点整備的なものであり、生態的なネットワークに関わる視点が乏しい。そのため、生きものとの共生を困難なものにしている。

都市緑化に、自然本来の生物的な価値を求める視点に欠けており、みどりの持つ本来の価値が生かされていない。

市街地の緑化については、現行の制度では、都市住民の



横浜市のエコロジカルネットワーク計画  
(エコロジー拠点の配置図)  
(横浜市環境エコアップマスタープランの概要より引用)

要望に応えられない。意識調査によれば、生物多様性に対する関心や要求はかなり高いものがある。

#### 施策のイメージ

都市に、コア(主要な生息地)とコリドー(生態的回廊)を設定・配置することによって、あらたな緑地の系統を構築し、質の高い緑地を備えた市街地の形成を図る。

単なるみどりの増大ではなく、土地の特性、資源、可能性を生かした空間の形成を図る。既存の緑地についても、改善のための施策を行う。

制度的には、コアやコリドーを形成する地区計画制度などの創設が考えられる。

## 提言 1 -

### 里地・里山地域を対象とする土地利用ゾーニングと環境保全計画の策定

#### 構想の意義

エコロジカルなまちづくりの基盤をなす里地・里山地域の良好な自然環境や田園景観を保全し、秩序ある土地利用の形成を図るため、里地・里山地域を構成する市街化調整区域や都市計画白地地域等での土地利用ゾーニングを定めるとともに、あわせて、この内の自然環境や郷土景観の保全を図るゾーンを対象とする保全計画を作成する。

#### 理由・背景

里地・里山を構成する農山村地域では、農林業を取り巻く環境の変化や農林業人口の高齢化、廃棄物の増加、不在地主の増加などによって活力が低下している。

農山村地域の環境保全は、この地域での活力の維持・活性化と不可分の関係にある。このためには、環境保全の視点に立った規制のみではなく、同時に、農山村地域の特性を活かした新たな産業の創造や開発も必要となる。こうした点も視野に入れて、環境を守る区域、農業生産区域、集落居住区域、産業創造区域等の土地利用ゾーンを明確にして、環境の保全と活力の維持の両立を図っていくことが必要である。

現行の市街化調整区域や農振農用地・農振白地地域によるコントロールだけでは、農山村地域における活力の低下や環境の劣化を防ぐことは難しい。

基本的には、適切な土地利用計画の立案とこれに基づく土地利用の整序が最も有効であると考えられる。

こうした取り組みは、すでに神戸市や長野県穂高町で実施され、成果をあげている。

### 施策のイメージ

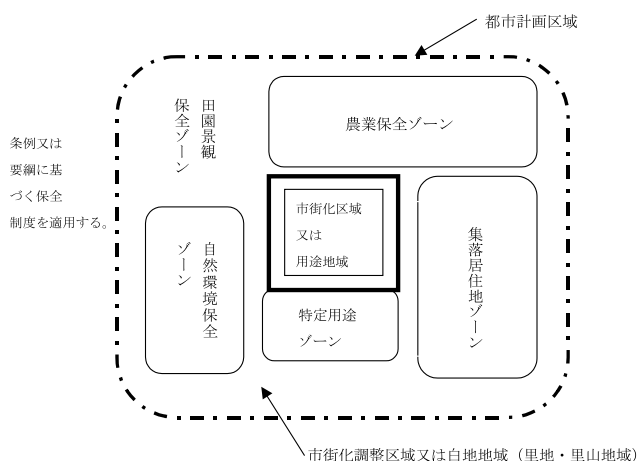
・里地・里山地域を構成する市街化調整区域や都市計画白地地域での土地利用の整序と環境・景観の保全を目的とする、条例または要綱を定める。

・この条例または要綱において、里地・里山地域を対象とする土地利用ゾーニング計画の作成に関する条項を盛り込むとともに、地元住民の参加を前提とした土地利用ゾーニング計画の作成を義務付ける。

この場合の土地利用ゾーンとしては、たとえば、次のようなものが考えられる。

農業保全ゾーン 自然環境保全ゾーン 集落居住地ゾーン  
 生活交流ゾーン 産業創造ゾーン 特定用途ゾーン  
 田園景観保全ゾーン 等

・この条例または要綱において、土地利用ゾーンの内自然環境保全ゾーン・田園景観保全ゾーンなどに対する保全計画の作成を定めるとともに、環境や景観保全を支援するための制度と、地権者等に対する助成等を定める。



(文責：井上康平)

## 提言2 -

### 自然，歴史文化資源の再評価と保全・再生・活用事業の推進

#### 構想の意義

・中央と地方の差異が少なくなり、全国的にまちの個性が失われつつある状況の中で、その土地固有の自然資源や歴史文化資源を掘り起こし、地域づくりの重要な資源として保全・再生・活用することにより、個性ある地域の形成を図る。



民家



鎮守の森



神社



街道の並木



街並



名所



滝



歴史的公園



橋



里山の風景

・自然・歴史文化資源の保全・再生と有効活用を図ること  
で、地域住民の郷土に対する愛着を高め、観光資源等として  
地域活性化にも役立つ。

### 理由・背景

・自然資源・歴史文化資源は、地域の気候風土や人々の生活  
の中で育まれ形成されてきたものであり、それぞれに個性  
があり、貴重な遺産である。

・こうした資源のうち、重要性の高いものは緑地保全制度  
や史跡・名勝・天然記念物等の指定文化財に指定され保全  
されているが、その他の地域住民が暮らしとの結びつき  
の中で創り・育て・継承してきた郷土のさまざまな自然  
資源・歴史文化資源等については十分な手当てがなされて  
おらず、これらの多くが都市化や画一的なまちづくりの中  
で失われつつある。

民家、古道、街並み、城跡、橋、社寺、鎮守の森、  
河川、水辺、名所、大木、記念樹、眺望地、棚田、  
段々畑、里山、港、公園、街路樹 等

・歴史文化資源の保全・活用に関しては、文化庁による史  
跡等保存事業や史跡等活用特別事業などが実施されてい  
るが、これらは主として文化財保護法の適用を受ける指定  
文化財が対象であり、その他の資源の保全・活用への取り  
組みは自治体の事業も含めて少ない。

・地域の小さな自然資源や歴史文化資源の痕跡を丹念に拾  
い集め、それらをまちづくりの資源として保全・活用し、  
人々の生活空間に溶け込ませていくことは、人々が郷土に  
愛着を持つことにつながり、過去の歴史文化を未来に継  
承していくこととなる。

### 施策イメージ

・地域住民との協働により、指定文化財を含む地域の幅  
広い自然・歴史文化資源の分布調査を実施し、資源の再  
評価を行って地域資源マップおよびデータベースを作成  
する。

・この地域資源データを基礎資料として、地域住民の参  
加を前提とした「自然と歴史文化資源を活かしたまち  
づくり計画」を定め、関連する事業を展開する。

・この事業では、自然資源・歴史文化資源の直接的な  
保全・活用だけでなく、その隣接地に対する公園・広  
場の整備や資源をつなぐ遊歩道の整備等、資源の有  
効性を高めるための対応を行う。

・上記のうち、民間（個人・企業等）が所有する資源  
に対しては、所有者の合意を得るとともに、資源の  
保全・活用に対する助成措置等を講じる。

## 提言 2 -

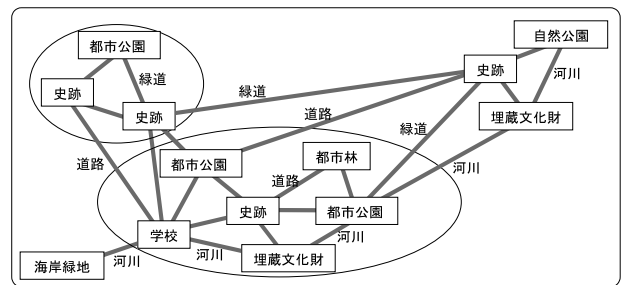
### 自然、歴史文化資源をつなぐ都市内ネットワーク 計画の策定

#### 構想の意義

・自然、歴史文化資源をつなぐ都市内ネットワーク計画  
とは、都市・まちづくりの重要な要素として自然資源・  
歴史文化資源を位置づけ、「人」と「生物」のための良  
好な環境を、総合的に保全・創出していくための計画  
である。

一般に、生態系は個々の「まちの行政」単位で成立す  
るものではなく、地形や水系等により連続したものと  
してとらえるべきものであり、市町村レベルを超えた  
視点に立ち、有機的に結びつける総合ネットワーク  
計画が求められる。

本計画は、総合的なエコロジカルアプローチによる  
都市の効果的な緑化推進、計画的な自然環境・歴史  
文化環境の保全創出を目指すものであり、エコロジ  
カルネットワークとしての充実と機能向上、ヒート  
アイランド緩和やアメニティ向上等の都市内緑地  
としての緑地機能の向上、緑地・史跡等の相互  
の活用促進や地域間での人的交流の活性化等  
を促し、まちの魅力を高めると同時に、まちに  
愛着と誇りを感じられる地域形成・人づくり、  
広域的な視点での地域振興を図るものとする。



自然、歴史文化資源によるネットワークのイメージ

#### 理由・背景

・都市内の自然資源や歴史文化資源は、市街化の進行の  
なかで残された資源として高いポテンシャルを有しており、  
自然再生の拠点として、また、都市内環境の骨格的な  
みどりとして、これからのまちづくりの重要な要素と考  
えることができる。

・これらの資源は、その適正な理解と保存を目的とした  
環境整備がなされていないのが現状であり、自然資源  
としての側面、都市環境的な側面から、その潜在力を  
十分に活かしているとはいえないものとなっている。特  
に、現時点では公園緑地や河川、道路等を含めた横断  
的な「緑」「生態

系」に関するネットワーク計画が構築される枠組みがなされていない。

・これらの資源は、本来その「まち」のみにとどまるものではなく、「名所」などのように、文化として「地域」を通じて親しまれてきたものである。

しかし昨今では、これらは歴史文化財または公園緑地等として個別整備がなされるにとどまり、地域間交流、人的交流の効能が十分に活かされていないものとなっている。このため、わが「まち」のレベルから市町村単位を超えた「地域」レベルでの交流のシステムを創出することが求められる。

### 施策イメージ

・自然環境の保全および創出、歴史文化財の利活用、公園緑地の整備充実、地域コミュニティ形成等の視点に立った、市町村レベル・地域レベルでの環境・公園緑地・文化財等の行政各分野を横断的に網羅する「緑の歴史文化ネットワーク計画」(仮称)を策定し複合的な施策を推進する。

・現状の自然資源、歴史文化資源を同一の視点で総合的に再評価する、調査再評価のシステムを構築する。

・住民参加により基礎調査を行い、地域への相互理解を深めるとともに、ネットワーク化による地域・まちづくりの方向性を共有できる、住民と一体となった計画策定方式を実施する。

・ネットワーク化に伴う個別整備事業として、各資源の自然要素の向上、および都市緑地機能の付与および補完を目的とした「歴史・文化のエコアップ事業」(仮称)等を実施する。

## 提言2 -

### 郷土風景を活かした地域再生型まちづくりの推進

#### 構想の意義

・地域の自然、歴史・文化を、地域住民みずからが見直し、あらたなまちの再生を行うことによって、地域の誇りを取り戻すとともに、心と経済の活性化を目指す。

郷土は、地形、緑といった自然環境と長い間に培われた歴史・文化環境によって支えられたいとなみの空間である。郷土を、自然、歴史・文化、街が一体となったものと

してとらえ、住民自らが郷土をあらためて見直し、まちの再生を図ることを目指す。

再生への取り組みの継続的な展開によって、郷土への誇りを回復するとともに、郷土資源を地域外との交流に活用することによって、経済的活性化のみならず心の活性化へ向けて息の長い地域づくりを進める。

#### 理由・背景

・高度成長期、バブルを通じて、地方の目は東京を向き、風景の均質化がすすんできた。その結果として、郷土の持つ意味や価値は問われることなく、むしろ軽視される風潮が生じた。

いま、バブルが去り、地方は苦況に立っている。その多くは、みずからの特性に無自覚であった市町村である。これからの地方には、郷土の環境や、長い間に培ってきた歴史・文化を、住民自らが見直し、まちの再生のために役立てていくことが求められよう。

そのためには、一連の郷土資源の見直しから、郷土再生まちづくり計画、行動計画、行政との協働による具体の展開へと、住民が主体的に取り組み、そのプロセスを通じて郷土の誇りを再び築き上げていくことが不可欠となる。

#### 施策イメージ

##### 1) 郷土風景(環境)ネットワークの形成

《自然環境資源や歴史・文化資源と、暮らし住まいの場である街(集落)とのネットワークを形成する》

- ・広域道路等のバイパス化と旧道の風景軸としての活用・整備
- ・風景回遊ルート形成(既存道路の活用・整備)
- ・辻広場・サイン整備

##### 2) 自然環境資源活用・保全施策

《郷土環境の特性に合わせた自然資源の活用・保全施策を展開する》

- ・街や集落周辺の里山歩道の整備
- ・郷土眺望広場の整備(たとえば、郷土八景広場)
- ・多自然型河川・砂防・水路等の水辺空間整備
- ・自然環境体験の場づくり(ソフトとセット)
- ・独自の郷土風景(環境)条例などによる、郷土風景保全地域の指定

##### 3) 歴史・文化資源保全・活用施策

《特性に合わせた歴史・文化資源の活用・保全策を展開する》

- ・歴史・文化拠点整備(城址、遺跡等の周辺を含めた拠点整備、都市公園整備)

- ・街道・交通遺跡の保全・活用
- ・歴史的建築物・土木構造物保全・再生整備（本陣，堰堤，河岸，橋梁等）
- ・歴史的樹林保全（城址の樹林，名主の屋敷林，街道の並木等）
- ・歴史文化体験の場づくり（ソフトとセット）

#### 4) 街なみ再生（保全）施策

《人々の暮らし，住まいの場としての街の保全・再生整備施策を展開する》

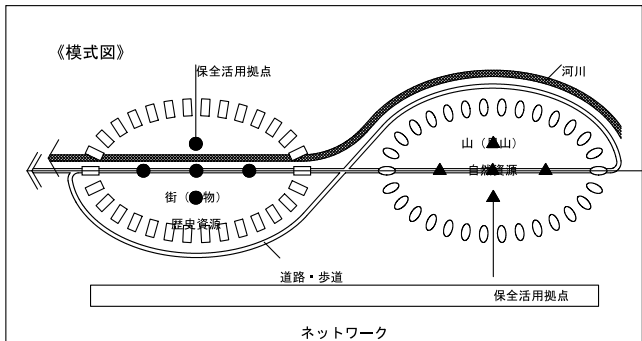
- ・郷土の街なみ再生基準（街なみルール）による保全・再生
- ・身近な街の体験館整備（古い町屋の買い取り再生整備...ソフトセット）
- ・郷土風景にあわせた公共施設整備，郷土景観整備（旧街道，辻広場等）

#### 5) ソフト施策

《住民参加・参画（調査，計画検討，アクションプログラム）によって計画づくりを行うことから始まり，住民（住民・地元事業者）主体のソフト策を展開する》

《行政は，ハード整備，住民活動支援，行政権限による保全・誘導・調整を行う》

- ・街なみ再生のルールづくり
- ・各種体験ソフトの展開（ハード施設ソフト運営も含め）
- ・郷土風景PRイベント
- ・都市側とのまちづくり交流イベント



（文責：内藤英四郎）

## 提言3 -

### 環境共生地区の設定と環境共生事業の推進

#### 構想の意義

・環境負荷の軽減や自然との共生，アメニティの創出につながる環境共生のまちづくりに向けて，省エネルギー・リサイクル・緑化・自然環境の保全・水や大気の循環などに関わる水・緑・施設の整備を一体的に行う「環境共生地区」を設定し，環境共生の先進モデルづくりを行う。

・この場合，環境共生のまちづくりの新たな指標として，土および植物で覆われた土地（人口地盤面を含む）を計画的に確保するための「つち被率」あるいは「自然面率」を設定する。

#### 理由・背景

・環境共生のまちづくりを都市や地域全体に広げていくためには，まずモデル地区を設定してその実現化を図り，環境共生の実態や効果等を市民にわかりやすく理解し実感してもらうことが重要である。

・環境共生のまちづくりについては，これに関連するそれぞれの目的に沿った国・県の個別事業が実施されているが，事業毎に対象地が異なっている場合が多く，先進モデルとして特定の地区を対象に，複数の環境共生事業を総合的に束ねて実施しているものはあまり見られない。

・環境共生のまちづくりでは，望ましい環境の実現を図るとともに，その環境を支えるシステムを持つことが重要であり，モデル地区の設定はこうしたシステムを立ち上げる場，検証の場としても有効である。

・都市の緑の環境を量的に示す指標として「緑被率」があるが，水循環につながる透水面の確保や生物の生息生育環境の基盤となる自然環境の質を評価するものとしては不足の部分もあり，「つち被率」あるいは「自然面率」などの新たな指標の設定が求められる。

#### 施策のイメージ

・緑・環境・まちづくりなどに係る自治体の条例または要綱において，環境負荷の軽減や自然との共生，アメニティの創出に係る事業を重点的に推進する「環境共生地区」の設定を位置付ける。

・環境共生地区の規模は小学校区（住区）程度を想定し，

モデル地区としてのポテンシャルの高い地区を選定する。この場合、都市や当該地区の特性・課題の違いなどに対応できるよう、省エネ・リサイクル重視型、自然との共生重視型、水環境重視型などのさまざまなタイプを設定する。

- ・環境共生地区では、関連する国・県の事業を有効に活用するとともに、市町村独自の事業を加えて、先進的内容を持つモデル地区の実現を目指すものとする。

環境共生地区の形成に係る国の事業

- 緑 都市公園事業，緑地保全事業，市民農園整備事業等，自然再生促進事業，ふるさと自然再生事業，自然共生型地域づくり事業，等
- 水 ふるさとの川整備事業，水辺の楽校プロジェクト，河川再生事業，桜つつみモデル事業，等
- 環境共生地区内で想定される環境共生事業の項目
- 共生
  - ・緑地の保全・再生，里地・里山の保全
  - ・水辺環境の整備，再生
  - ・野生動植物の生息生育環境の保全・創出等
- 低負荷
  - ・環境共生住宅の建設
  - ・建築物の屋上緑化や壁面緑化
  - ・太陽エネルギーの活用，等
- 循環
  - ・雨水貯留，雨水浸透
  - ・ゴミや排水のリサイクル，等
- アメニティ
  - ・健康維持の環境づくり

- ・交流
- ・レクリエーション活動の場の整備
- ・自然や土とのふれあいの場の整備
- ・バリアフリー，等

提言3 -

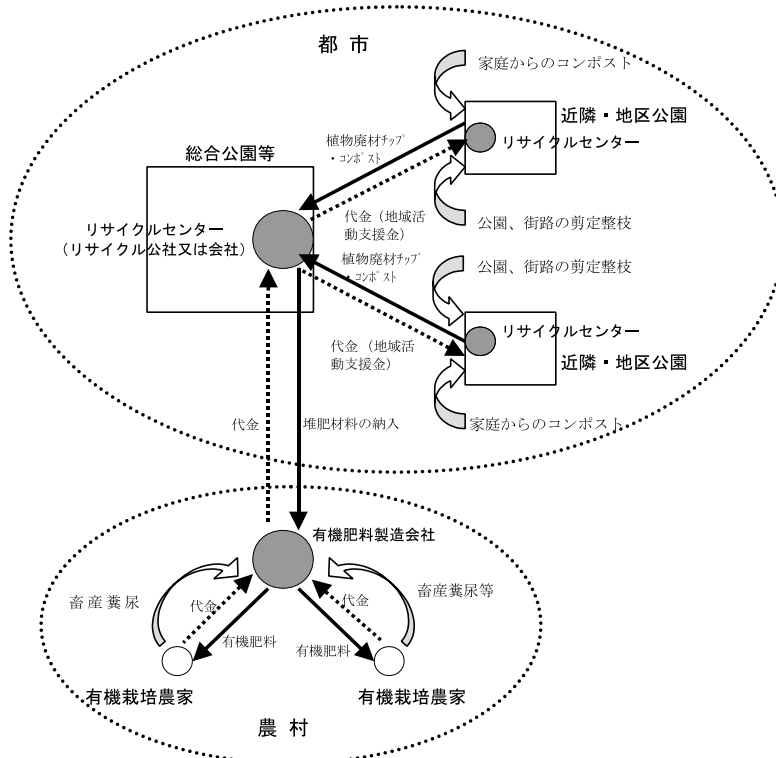
農村と都市の連携，循環による緑の資源リサイクルシステムの確立

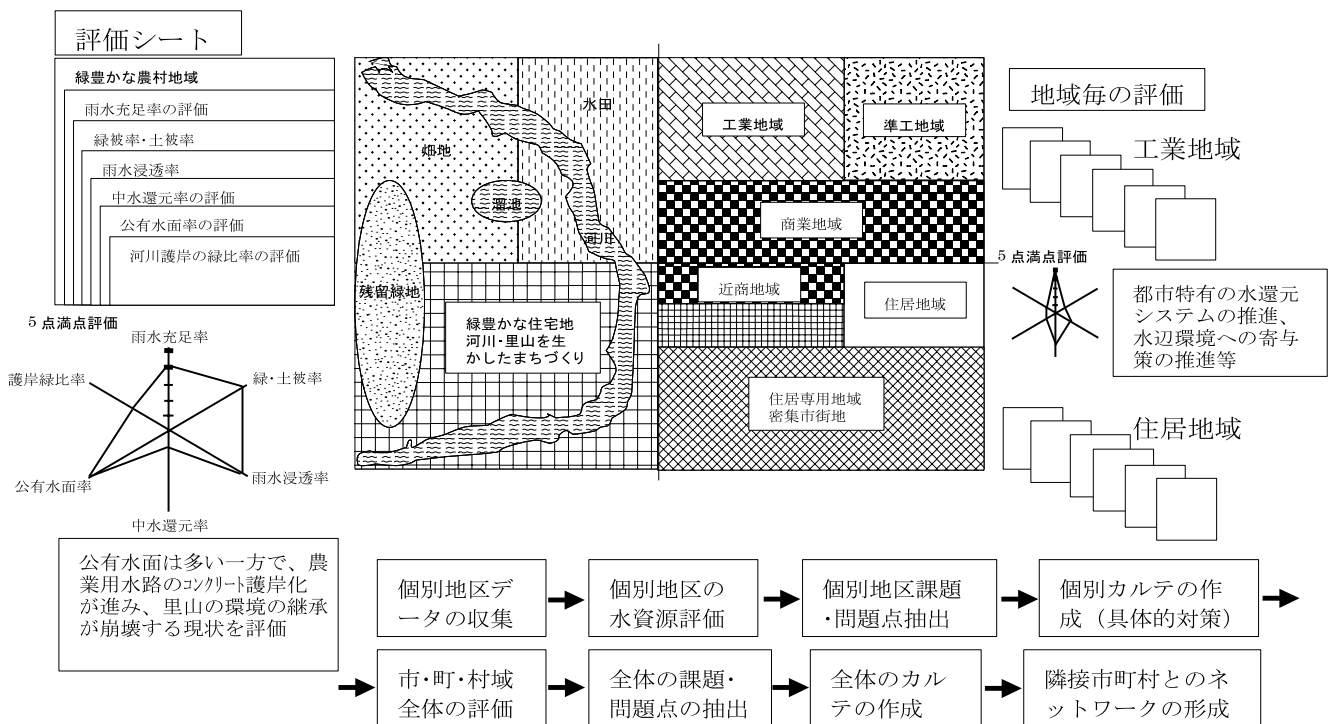
構想の意義

・農村（需要）と都市（供給）との連携による緑の資源リサイクルシステムの確立により，植物廃材・生ゴミを活用した堆肥の利活用促進と緑資源の効率的な循環を目指す。あわせて，農村地域の新たな産業の創出および雇用促進により地域活性化に寄与できるとともに，都市においては公園を核とした地域コミュニティの形成が期待できる。

理由・背景

・人々の生活の豊かさへの飽くなき追求は，近年の大量生産・大量消費へとつながり，温室効果ガスの急増と地球温暖化に代表される地球規模での環境悪化として現れ，今や





人類存続の危機に立たされていると言っても過言ではない。

・環境問題は今や世界共通の課題であり、地球規模での取り組みが必要とされ、わが国においても「環境との共生を目指した健全な循環型国土システムの確立」が国土構築の重点施策として掲げられている。そして、循環型国土システムの確立にあたっては、地域単位の循環型社会の形成がその基盤をなすものである。

・循環型社会の取り組みについては、建築廃材のリサイクル・リユース、家庭から排出される不燃物のリサイクルや生ゴミのコンポスト化、公園や街路樹から排出される剪定整枝等の植物廃材の堆肥化、さらには、畜産などから排出される糞尿の堆肥化など、公共、民間さらには家庭レベルでの資源再利用の取り組みが根付きつつある。

・しかし、それぞれの取り組みが単独に行われ、リサイクルによって産み出された製品の需給バランスが図られていないなどの課題が明らかとなっている。とりわけ生ゴミのコンポストと公園や街路樹から排出される植物廃材を使った堆肥については、都会での需要が少なく十分な利活用が図られていないのが実状である。

・そのため、リサイクルへの取り組み（生産・製品化）の推進とあわせ、利活用先の発掘及び需要と供給のバランスが図れる、緑の資源リサイクルシステムの構築が求められている。

### 施策イメージ

- ・堆肥素材製品(植物廃材チップおよび生ゴミコンポスト)を供給する都市と、堆肥素材を受け入れ活用(有機栽培農業)する農村との売買契約および姉妹都市締結。
- ・都市側の施策として、地域の近隣公園や地区公園ストックを活用した植物廃材チップ化プラントおよび家庭生ゴミコンポスト・ストックヤードを備えたりサイクルセンターの設置。
- ・都市の中核的な総合公園等に都市全域のリサイクルセンターから集積される植物廃材チップ等の集積拠点となるリサイクルセンターの設置。
- ・さらに、リサイクル事業を運営する公社の設置または経営の委託。
- ・農村側の施策として、JA等を主体とした有機肥料生産・販売会社の設立。
- ・国および都道府県の事業補助制度の設立。

## 提言3 -

### 都市の水資源の評価・分析と、適正な水文循環づくりの推進

#### 構想の意義

・本来その土地が有していた適正な水循環の仕組みを、地形の改変や地表部の浸透機能が障害された都市域の中で再構築することにより、都市環境ならびにその周辺に存在する潜在的な自然環境への負荷の軽減を図り、あわせて都市域と里地里山に繋がる生態系のネットワークの形成に寄与し、かつ都市生活者の快適性と地域環境（ヒートアイランド現象）に対する啓蒙的効果を促すことにつながる。

・結果として地球環境への負荷軽減の一步としての認識を深め、水資源の重要性と必要性を都市生活者のみならず、上流域に活動する様々な生産者との信頼関係を形成し、人的なネットワークの形成に資するものである。

#### 理由・背景

・環境保全上健全な水循環の確保に向けた施策事例として流域を単位とした環境保全上健全な水循環の診断／評価の実施が行われている。

・現在取り組まれている施策としては  
水循環影響予測手法の開発に関わる調査研究の推進  
流域を単位とした水量回復、水質改善、生態系保全等、計画目標や指標の適切な設定に係る調査研究の推進  
流域水循環の機構の解明、流域の水収支の把握、地下水涵養域や地下水脆弱地域の把握が行われている。

・ランドスケープの観点から、行政区毎若しくは、流域における適正な水環境の形成を図るための指標づくりと、評価軸の設定を行うことにより、各地域の水資源の健全性を診断し、評価結果においてどのような範囲での施策が不足しているのか、また他の緑地再生、既存生態系とのネットワークの形成を専門家としての立場から検証し、事業計画の立案までを提案していくことが求められている。

#### 施策イメージ

市町村レベルにおいて個別に調査を実施  
市町村域を数ブロックに分類（分類方法については、河川流域、東西等の方位軸、用途地域別、自治会等の区分等）  
水域の保全に関わる項目について、地域を診断する。診断項目は次のとおり  
雨水充足率、緑被率・土被率、雨水浸透率

中水還元率 流域、公共下水道処理水の利用  
河川水質基準値に関する評価ならびに公用水面率  
河川護岸の緑被率 自然護岸形成率

#### [評価方法]

雨水充足率：上水消費削減の寄与率を評価する。トイレ洗浄用水、散水用水などの供給水の内、雨水利用により賄われた量の割合。

緑被率：緑化の度合いを評価するもの。敷地面積に対する緑被率を指す。

雨水浸透率：自然の土壌、地下水の保全の度合いを評価するもの。敷地面積から雨水還元システムの導入を図る建築(集水面積)を引いた部分に対する地面(裸地面)ならびに透水性舗装部分の面積の割合。

中水還元率：雨水充足率と同様に、都市域における中水の活用は生活用水の軽減に繋がり上水消費削減の寄与率を評価する。トイレ洗浄用水、散水用水などの供給水の内、雨水利用により賄われた量の割合。

河川の水質の向上と公用水面率の評価については、河川の健全な水質が維持され、既存若しくは従前の水路ならびに都市河川が蓋掛けや埋め立て等による消失が発生していないかを評価する。

河川護岸の緑被率は、都市河川に於いて河川面積の内コンクリート等非緑被面積の割合を評価し、『風の道』と位置付けられる河川の健全な機能を評価する。

以上のような評価項目に対して、都市域における水循環に関わる評価を行っていくが、評価基準としての明確な指標は設定されていない。ただし、各項目ともにバランスの取れた評価が望ましいが、著しく評価が欠落する事項について、他事業との連携を図りつつ、効率の良い事業の方向性を明らかにし、具体的提案を行うことで健全都市の水環境の改善を図る。

## 提言3 -

### ヒートアイランドの抑制に対応した屋上緑化・壁面緑化の技術推進

#### 構想の意義

・最近公表された東京都区部における「緑の実態調査」の報告によると、約80%が道路・建築物等（以後構造物と

称す)で覆われ、残り約20%が樹木・樹林やその他の草地、水面、裸地・空地である(例:新宿区の屋上緑化率は0.17%)。

・大地を覆う構造物の拡大がヒートアイランド現象や、都市型水害など、いわゆる都市型公害発生の大きな原因となり、そこに生活する人々に不快感や生命の危険、自然的環境の喪失やうるおいのある都市景観が損なわれる要因となっている。建築物の屋上や壁面を緑で覆うことにより都市型公害の是正に効果があることが実証されている。

・公共施設は当然として、都市中心部のかなりの面積を占めるこれら民有建築物の屋上や壁面を速やかに緑化するための、様々な普及推進策、支援制度も整備されつつあるが更なる整備が必要である。

### 理由・背景

・緑は、基本的に大地に根ざすものであり、都市・地域の緑地システムは当然地上の緑を中心に形成されることが基本である。都市中心部は上空へまた大深度地下へと高層化・重(多)層化し、建築物や土木構造物などで形成される都市住民の日常的な行動空間・生活空間となる。

・これらの空間には豊かなみどりが生育し、そして安全で快適、魅力あるものでなければならず、建築物緑化推進の意義は大きい。

・これらは以下のように整理される。

都市は安全で快適でなければならない。

ヒートアイランド現象や、都市型水害の発生が顕著化し、生命の危機感や不快感を招いている。これらの是正には建築物緑化推進が不可欠である。

には自然的環境が不可欠である。

自然と共生した豊かな生活空間の実現を図る必要がある、地上の緑と連携した建築物緑化推進が不可欠である。

都市は魅力ある空間でなければならない。

緑豊かな都市景観の形成を図る必要がある、地上の緑と連携した建築物緑化推進が不可欠である。

都市は自然のシステムで制御されなければならない。

循環型・低負荷型の都市づくりを図る必要がある、そのシステムの構築に建築物緑化は不可欠である。

### 施策イメージ

・ヒートアイランド等の都市型公害の改善をはかるために、官民、大小を問わず、すべての建築物を対象とした制度の整備が必要である。

・社会性の高い官公庁施設は「建築物緑化」を速やかに推進・実行するのは当然であり、各施設の管理者を中心に強

力に取り組む必要がある。

・民有施設は、各事業者(建築物所有者)に建築物緑化を実施による追加負担が付加されることから、緑化の義務化と共に様々なメニューの支援制度整備が不可欠となる。

屋上は、空間利用がある場合と単に緑で全面を被覆する場合に区分される。前者は「緑の基本計画」で言えばレクリエーション系統に組み込めるよう公開性の確保と、場合によっては住民参加による計画、運営・維持管理の仕組みを備えた制度整備が望まれる。

後者はとにかく各事業者に実施を促すために、都市計画手法や条例・要綱等を駆使した義務化と、建設費や維持管理費の補助等の支援制度整備が望まれる。

壁面も同様に実施を促す制度の整備が望まれる。

民有建築物緑化に対する推進施策は基本的に次のように整理される。

### 優遇支援

・優良(基準を満たした)な建築物緑化を評価し、見返りとして固定資産税等の優遇処置や、事業費に対する低利融資、工事費や維持管理費に対する補助を与えるもの。

・優良(基準を満たした)な建築物緑化を評価し、容積率の緩和等の優遇処置を与えるもの。

### 義務化等

・都市計画手法や条例等で、建築物緑化を義務づけるもの。従わない場合には罰則規定も有する。

### モデル緑化・技術指導

・市民に実施例をみてもらい、その気を起こしてもらおうと共に、技術指導等を行う場を展開する。

(文責: 霊山明夫)

## 提言4 -

### 自転車道・歩行者専用道・水路等新たな交通体系の計画づくりと整備事業

#### 構想の意義

・環境共生型ライフスタイルが楽しめるまちづくりを目指していくために、人間のスケールと時間の尺度による新しい交通体系の構築が必要である。

・健康で健全な、心身を創り出す活動の場のひとつとして、

自ら生み出すエネルギーによる移動空間の体系的充足が必要である。

- ・人にやさしい空間は、他の生き物にとってもやさしい空間であることが多い、やさしさがあふれる移動システムとしての体系の構築が必要である。
- ・生活とレクリエーションの視点で目的に応じた多様な交通体系の構築が必要である。
- ・活力あるまちづくりには、人が主役のインフラストラクチャーとしての交通体系の構築が必要である。
- ・動脈（自動車为主体）と静脈（人が主体）のバランスのとれた多様な交通体系の構築が必要である。

上記のような視点から、自転車道・歩行者専用道・水路等新たな交通体系の計画づくりと整備事業の推進が望まれる。

#### 理由・背景

- ・現在多くのまちでは、人も車も無秩序に混在して、安全性や経済活動の面から見て健全な状態であるとはいえない。
- ・日常生活とレクリエーション活動の空間も混在し、疲れたり病んだりしている肉体と精神を、癒しリフレッシュする機能が低下している。
- ・まちが内包するストレスや、人が内包するストレスが産み出す多様な負荷が、本来持っているまちや、人の魅力を失わせてしまっている。
- ・日本の都市の多くは過密都市である。過密であるが故に秩序の構築が必要となり、機能の分化も時として重要となる。特に交通体系は機能の分化が求められる空間である。
- ・かつて、日本の多くの都市は水郷都市であった。豊かな水路網が都市を活性化し、発展させてきた。水路機能が失われるとともに、多くの水路は人々から忘れられ、汚れそして、埋めたてられ、消えていった。

以上のような背景から、健全な秩序の回復や新たな体系の構築が現在求められているといえる。人のための新たな交通体系の構築は、日常生活における脱車社会と環境にやさしい循環型社会を目指したパイオニアプロジェクトといえる。

#### 施策イメージ

##### 自転車道の計画・整備

- ・都市の第3の道路として自転車専用道路の計画・整備を行い、新たなレクリエーション活動を生み出し、都市生活における健康で快適なライフスタイルを構築する。同時に

農山村との交流、連携による豊かな暮らしを相互にエンジョイする。

- ・都市生活の中では、自由自転車、共有自転車、レンタサイクル等自転車利用の新たなソフトシステムの構築により、秩序ある快適で利便性の高い生活の展開と空間秩序の回復を図る。

##### <計画・整備施策>

- ・都市内・都市間サイクリング専用道路整備事業
- ・都市内自由自転車整備事業
- ・共有自転車、レンタサイクル育成支援事業

##### 歩行者専用道の計画・整備

- ・郊外住宅地におけるレクリエーション型歩行者専用道路の計画・整備により、豊かな緑空間の創出と生き物の多様性の回復を図り、感性豊かな人間形成を目指す。
- ・都心部における歩行者専用道路の計画・整備により、商業活動の活性化と潤いある豊かな緑空間の創出を目指す。
- ・生活型歩行者専用道の計画・整備により、安全で快適な生活空間の創出を図り、季節の変化を感じ人間らしさを取り戻す空間として、自ら緑空間の育成や管理に関わりながら豊かなコミュニティの醸成を目指す。

##### <計画・整備施策>

- ・都市内、都市間歩行者専用道路ネットワーク整備事業
- ・歩車融合道路、歩行者優先道路整備事業
- ・自然遊歩道、せせらぎ緑道、自然散策路等整備事業

##### 水路の計画・整備

- ・生命の根源である水。豊かで多様な水空間の回復と再生のための計画・整備により、生活空間や都市空間に潤いと、生き物の多様性を創出する。
- ・交通空間としての水路の再生や創出は、新たなライフスタイルの構築と豊かなレクリエーション活動を生み出し、都市を活性化させる起爆剤になる。
- ・水路空間が創出する新たな都市の交通体系は、価値観の違った活動を生み出し、都市の活性化と安全で快適な新しい移動手段となる。

##### <計画・整備施策>

- ・都市内・都市間水路ネットワーク整備事業
- ・水上交通網整備事業
- ・水路利用のための基盤整備事業
- ・水路利用船舶の開発事業
- ・水路周辺環境整備事業

## 提言 4 -

### 滞在型クラインガルテンおよび田園居住型住宅地 (優良田園住宅)の整備・推進

#### 構想の意義

- ・「21世紀の国土のグランドデザイン」の柱でもある、国土の隅々を生活の場とする「多自然居住地域」を創造することができる。
- ・環境共生型ライフスタイルが楽しみ、豊かさとゆとりある居住形態を実現することができる。
- ・田園住宅は生活の領域に里山があり、よい田園(里山)に住み続けるためには、里山の管理も日常的に行う必要がある、農村環境の保全につながる。
- ・新たな人口の流入により、新たな産業が発生する可能性が生じることから納税者の拡大による市町村の自立が期待ができる。
- ・中小都市や農山魚村等からなる地域の地域間の連携と交流によって地域の個性ある自立を促進することができる。
- ・農業を体験することで、心身ともにリフレッシュすることができる。また、生き物を育てることの喜びや農業への理解を深めることもできる。
- ・都市近郊における農村と都市の中間領域における新たな緑地整備の起爆剤となる。

#### 理由・背景

- ・日本の農業の先行きは不安であり、耕作放棄地や里山の放置等による自然環境の荒廃が懸念されている。これからは、農業を食料生産の場だけでなく環境問題解決の切り札として、また、日本固有の自然文化、居住生活の場として位置づける必要がある。
- ・自然豊かな環境の中で、健康的な暮らし方、ゆとりある時間を持ちたいというニーズが増えてきている。近年はガーデニングや週末農業、農村地域を自然とのふれあいや農業体験、農業交流など、農業資源を積極的に活用しようとするグリーンツーリズムの人气が高まりつつある。
- ・IT革命の進行と産業構造の変化で、自然に囲まれた環境のよい田園に住むというライフスタイルを実現できるようになった。

#### 施策イメージ



田園景観

#### 田園居住型住宅のイメージ

- ・豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごす。

田園住宅の建設は、市町村が策定した基本方針に基づいて行われます。個性豊かな地域社会の創造のために、市町村に代わり地域の自然環境、社会環境を活かした基本コンセプトを提案し、コンセプトに沿った基本方針を策定します。

#### 滞在型クラインガルテンのイメージ

- ・ログハウス付農園で都市住民が週末等に農作業を行う。

中山間地域の耕作放棄地の有効な保全管理対策として、滞在型の市民農園の整備を計画します。



田園居住型住宅

提言4 -

グリーンツーリズムに対応した、地域間交流施設整備と交流システムづくり

構想の意義

【地域資源を最大限に活用した交流施設整備と心のふれあいによる内から外への広域交流システムづくり】

- ①農村におけるあるがままの資源（自然，農林漁業，景観，文化，人）を最大限に活用し，“食と農”“交流と体験”“循環と共生”を基本とした，多機能複合型の付加価値の高い交流施設（コア施設）の整備（ハード面からの取組み）
- ②地区内の産業や交流施設との結束力を強め，外との交流を積極的に展開し，物や情報のみでなく人（心）のふれあい（交流）を活発にしていくため，地域づくりに取り組む「村づくり推進委員会」などの組織を中心とした地域住民主体の交流システムを構築する（ソフト面からの取組み）

ハード・ソフト両面から総合的な対策を行うことが重要である。

理由・背景

【グリーンツーリズムの推進による農村地域活性化・環境保全】

- ・環境共生型のライフスタイルが楽しめるまちづくりを目指すにあたって，「グリーンツーリズム」という概念を取り入れ，地域全体で推進していくことが重要である。
- ・グリーンツーリズムとは，「緑豊かな農山漁村地域において，その自然，文化，人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」として農林水産省が提唱しているものである（平成4年4月に省内に研究会設置）。
- ・グリーンツーリズムの推進は，都市と農村の抱える課題点を互いに補完し，農村の人と都市の人の心が一つになってふれあう交流を基礎に，「都市住民のゆとりある余暇活動，子供の貴重な体験・学習機会」「農山漁村の活性化」「農村環境の保全」の大きく3つの目標が実現できる。

地域間交流施設は，多機能型の付加価値の高い施設がのぞましい。

【ハード，ソフト両面からの総合的取組みの必要性】

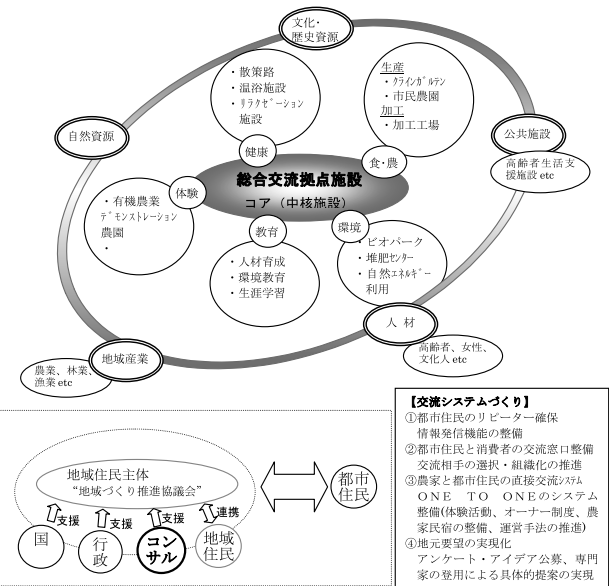
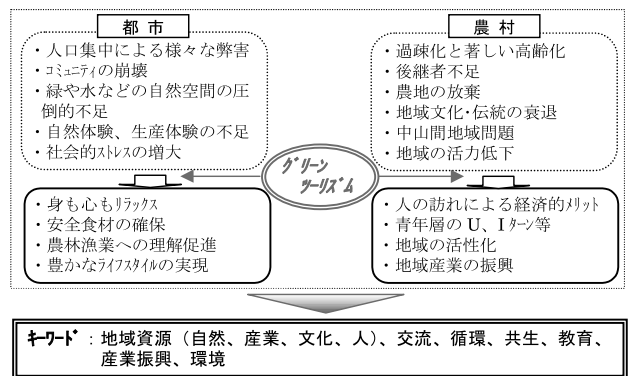
- ・ハード先行取組みの弱点：グリーンツーリズムを推進していくための，積極的なさまざまな取組みを行える場の整

備は必要であるが，農家民宿などの宿泊・体験の施設づくりが進んだものの，地域の農林漁業との結びつきが深まらない。補助事業で都市農村交流拠点はできたものの，思うように交流人口が増えず施設運営に四苦八苦している例もある。

- ・また，集落営農型・農家グループ型が事業主体の場合，町村内の他地区における交流施設や農林業との結びつきがどうしても弱くなってしまいう傾向にある。

地域づくりのための推進協議会は，市町村域もしくはグリーンツーリズムを推進する地区を対象に組織し，各部会ごとの取組みを積極的に行っていく必要がある。

施策イメージ



- 【交流システムづくり】
- ①都市住民のリピーター確保  
情報発信機能の整備
  - ②都市住民と消費者の交流窓口整備  
交流相手の選択・組織化の推進
  - ③農家と都市住民の直接交流システム  
ONE TO ONEのシステム  
整備(体験活動，オーナー制度，農家民宿の整備，運営手法の推進)
  - ④地元要望の実現化  
アンケート・アイデア公募，専門家の登用による具体的提案の実現

## 提言4 -

### エコライフ体験公園の計画・推進

#### 【地域の資源の再発見と新たな空間の創出】

##### 構想の意義

- ・エコライフ体験公園の計画推進は、『人間が生物としての一員であり、その命の大切さ、すばらしさ、驚きを認識し、自然とともに生きていくこと』の意味を再発見することにある。
- ・周辺生産緑地との直接の関わりを含むオープンスペースのネットワーク化によって地域全体の自然環境の充実が図られる。

##### 理由・背景

- ・現代社会における多くの国民は、身近な日常生活空間の中にあって、自然と人間のより良い関わりを減少させ、無機的に時間を消費し、『うるおい、ゆとり』といった生きるエネルギーを失いつつある。
- ・現在の人間活動は、効率化、省力化、機械化を目指し、人間らしさを失うとともに、自然の再生能力の限界を超えるような活動によって、人間自体の存在すら危うくしている。
- ・モラルの無さによるごみの不法投機、公共物の破損、動物虐待等に対する『思いやりの心の欠如と社会教育の必要性』といったことが叫ばれている中であって、屋外のフィールドにおける自然環境教育、国民全体の生涯教育の場とシステムは少ない。その資源の再認識と組み立て、体験できる空間の創出を現代社会が必要としている。
- ・整備を進めてきた各種公園の中には、地域社会の変化に伴い、要求に答えられない規模と内容を持ったものが出現し、公園の区画整理事業が必要になってきている。
- ・都市立地型、農村型立地型エコライフ公園は、都市と農村の相互交流と相互理解により、地域全体の誇りや、価値を高め地域の安定に寄与する。

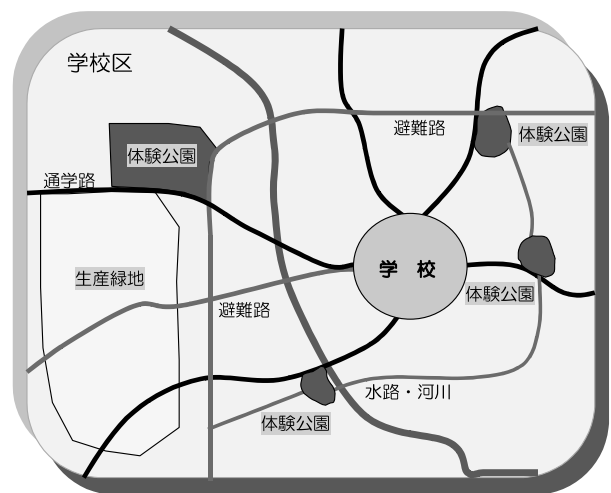
##### 施策イメージ

- ・計画エリアのまとまりを、小学校区または中学校区等の地域の核となるものに設定し、求心性のある配置計画とする。市区町村の規模や地域の特性に応じて、機能を一カ所に集約した集中型か、各機能を少し広いエリアに設定する拡散型かはその独自性による。
- ・新規整備および既設公園のリニューアルにおいても生物

の多様性を鮮明に表現できるエリアの再発見と創出によって実現する。土、太陽、風、水、植物、動物の成立ちや自然と生物の関係やおのこの仕組みを明確に伝える工夫をする。

- ・身近な生活空間とオーバーラップするよう、通学路、避難路、避難場所等を組みこみ、体験公園とのネットワーク化を図り、防災上重要な位置付けとする。
- ・水田、畑、樹林地等の生産緑地を組み込むか、または創出し、実りの感動や生産の重要性を伝える。
- ・エコライフ体験公園の意味や設置の目的を達成するため、(仮称)エコライフセンター等の教育伝達拠点施設を設置する。その構成運営は、地域を良く知っている市民、行政コンサルタント等のパートナーシップにより構成される。
- ・落葉、落枝、雑草の堆肥化とリサイクルをはじめ、水循環の推進等低負荷型の公園整備である。

##### 計画のイメージ



## 提言4 -

### 時代のニーズを踏まえた既存緑地資源や公園の再整備事業の推進

##### 構想の意義

- ・都市内に存在する利用度の低い公園や、十分な手当がないままに荒廃している緑地などを対象とする再整備事業を推進し、オープンスペース機能の回復と、自然再生型まちづくりに向けた緑資源のネットワーク形成を図る。

## 理由・背景

・都市内には、施設の老朽化や周辺環境の変化などにより、ほとんど利用されていない、公共空間としての存在価値が著しく低下している公園が多く見られる。

こうした公園は犯罪の発生を誘発する要因ともなっており、公園不要論にもつながるおそれがある。

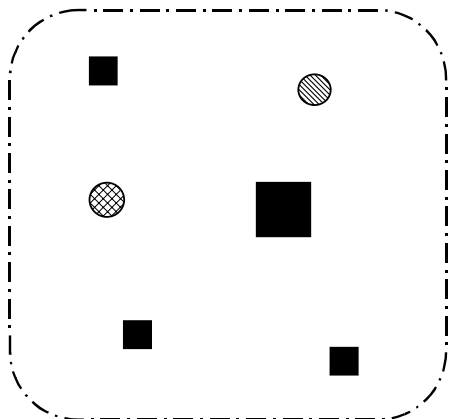
・一方で、都市住民の公園整備に対する要望は極めて高く、質の高い公園を多くの人が求めている。

・既設公園の再整備は用地取得を必要としないことから、新たな公園整備と比べて少ない費用で大きな効果を得ることが期待できる。

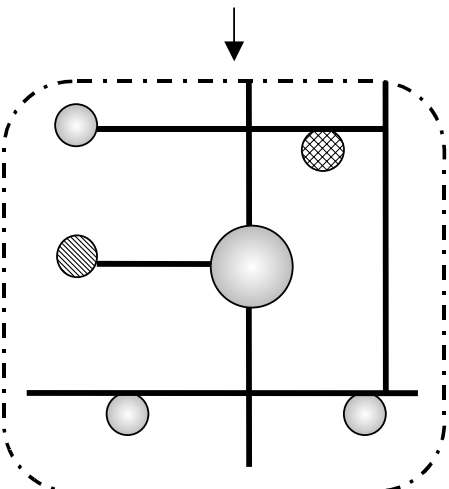
・放置され荒廃している既存樹林や農地等についても、市民緑地や市民農園等の制度の活用により、身近な自然や土とのふれあいの場として蘇らせることができる。

・こうした既設公園の再整備や緑地資源の活用等への取り組みは、住民参加によるまちづくりや地域コミュニティ形成のきっかけづくりとして、極めて有効である。

このようなことで、新たなまちの緑のネットワーク形成



まちの中に点在する利用度の低い公園や荒廃した緑地資源。



公園や緑地資源が道路の緑や河川と結びついて、まちの緑のネットワークを形成している。また、歩行空間とつながって、公園等の渡り歩きが楽しめる。

が図られる。

## 施策のイメージ

・単体としての公園の再整備や緑地の活用ではなく、他の公園とのつながりや周辺の緑地資源との連携を考える。

・地区住民の参加を前提とした、住民参加方式による再整備を原則とし、利用者のニーズを踏まえた空間づくりを行う。

・それぞれの公園や緑地資源に特色を持たせるとともに、歩行空間と連携して公園・緑地空間の渡り歩きが楽しめるような利用緑地のネットワークの形成を図る。

文責：（高柳利光）

## 提言5 -

### 公民協働で推進する「自然再生型まちづくり」の組織および仕組みづくり

#### 構想の意義

・自然再生型まちづくりは、住民・事業者・行政がパートナーとしてそれぞれの役割を分担し、協働で実現を図っていくことが基本である。このことは、幅広い住民・事業者等の自主的な参加・協力を誘発し、広がりのある自然再生型まちづくりを誘導することを意味する。そのためには、その組織と仕組みづくりに向けた計画を策定し、実効性の高い事業システムの確立を目指す。

#### 理由・背景

・自然再生型まちづくりの実現とその後の良好な都市環境の維持を図っていくためには、一人ひとりの自発的な実



現地での自然観察



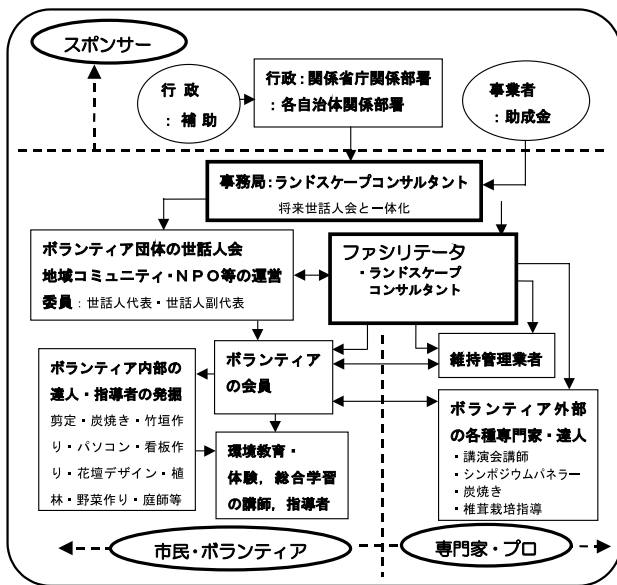
事例の見学会や体験



ワークショップはわかりやすく楽しめるように



みんなの意見をだんだんとまとめていく



ファシリテータとボランティア組織・仕組み

実践活動，地域コミュニティやNPOの活動，地域住民と企業との連携活動，行政の積極的な支援活動など，市民・事業者・行政が連携したパートナーシップによる活動や事業システム（組織と仕組み）を持つことが重要である。

・最近では住民の直接参加やNPO団体によるまちづくり・環境保全活動などが全国的に展開される傾向にあるが，まだ今後に期待される程度である。それでも行政においては民間が重要なパートナーであるとの認識が定着しつつある。

・自然再生型まちづくりは中長期的な視点に立った取り組みが必要で，このための人材の育成や人的ネットワークの形成等も，計画的・段階的な取り組みが求められる。

・自然再生型まちづくりでは，根拠法令の制定から住民参加や情報提供までのハード面・ソフト面のさまざまな仕組みが必要であり，計画的な取り組みが必要。

### 施策イメージ

・自然再生型まちづくりに向けた推進プログラムを作成し，これに沿って組織づくりや仕組みの整備に向けたステージプランを作成する。

たとえば，第1のステージは「どのような公園を造るか」というデザインワークショップ。第2のステージは「その公園を誰がどのように，責任を持って使い続ける努力をするか」という市民の主体形成を促すワークショップ。第3のステージは，第1，第2のワークショップにより形成された主体による試行錯誤を繰り返しながら継続する管理運営時代。この継続が重要だが，これは人間関係や資金源の持続であり，状況の変化に合わせて進化するプログラムが

必要となる。

・組織については，住民・事業者・行政の間に立って調整・協力する「事務局」とその補佐役の「コンサルタント」及び指導的役割をもつ「アドバイザーやファシリテーター」などの専門家の存在が不可欠である。この補佐的役割と指導的役割は実際には混同されて使われているが，まったく別の存在であることも理解しておこう。

・仕組みについては，住民や事業者が主体性をもって自由に参加できるように，制度・規則・財源等の確保から人材育成・情報発信・環境教育・普及啓発までの幅広い発展を期待したプログラムづくりまでソフトな整備を進める。同時にそれと連携し動かすための，会合や作業のための部屋・道具・材料の用意をはじめ，指導のための講師の雇用・事故対策の保険・法人化・助成金の申請活動などハードな整備もきわめて重要である。

## 提言5 -

### 市民・事業者が主導し、公民協働で自然再生する

#### 構想の意義

今，人間活動が地球の環境に与える影響の大きさが広く認識され，自然の浄化再生力を超える環境汚染や破壊，生物種の絶滅なども明らかになってきた。私たちには，今後の子孫たちに対し，豊かな環境を引き継ぐ責務がある。

これらのさまざまな環境問題は，いままでの社会のあり方そのものに根ざしており，社会経済の構造，生活，価値観などの変革が求められている。私たち一人ひとりが人間の責務を深く理解し，意識を転換し，自発的な行動を開始しなければならない。

#### 理由・背景

・公民協働の新たな環境の時代に対応する新たな行動は，仕掛けや仕組みづくりを行政だけに任せておくのではなく，私たち市民や事業者が主体性を持って，現実的で実行可能な判りやすいやり方で，自分たちにもできることから開始する必要がある。

#### 施策イメージ

・こういった課題の中にあって，本格的な自然再生が困難な都市において，生物多様性のある環境を作り出すために

は、現実的で親しみがもてるあまり力まない方策が求められる。ここでは次のように行政だけではなく、市民・事業者ら民間でもできる自然再生型まちづくりを具体的に以下のとおり提案する。

### 1. 身近な生きものをシンボルにしたまちづくり

都市内では、現代人の生活を維持したままで、自然再生が求められる。しかし、生活を否定できないため完全な自然再生は不可能だ。しかし人と生きものが再生し共存するためには、「ふれあい」ではなく「住み分け」が必要で、「人の立ち入りを禁止した緑地：生きものの聖域」がなければならない。すなわち都市内においては、環境の指標となる「シンボリックな生きもの」を定め、その生育型や生態に合わせたきめ細かい「聖域：サンクチュアリ」を確保することがさまざまな自然再生の手始めになる。

#### 蝶の舞うまちづくり

「蝶の舞うまちづくり」は、チョウの幼虫の生活域(食草の生じている範囲)を保全または、その環境を増やすことで可能。成虫には蜜のための花も必要だが、花は人にとっても好ましい。非常に小さい単位のサンクチュアリづくりでも「蝶」であればシンボル化できることになる。

#### 蜻蛉と風のまちづくり

「蜻蛉と風のまちづくり」では、小さな池・水溜り・発砲スチロールの水鉢でもヤゴは生息できるので容易だ。目のいい蜻蛉はベランダの水面でも探し出して産卵する。いろいろな場所に小さな水のある生きもの空間を作ることで、トンボが飛び、草木が揺れ、風を感じるまちづくりができる。

#### 四十雀と暮らすまちづくり

「四十雀と暮らすまちづくり」では、都市内であっても樹

林があれば森林性の野鳥であるシジュウカラやメジロ・ヒヨドリなどが生息できる。シジュウカラは巣箱もよく利用するので市民参加しやすいし、緑の多い住宅地を増やせばさほどむずかしくない。シジュウカラのさえずる町に東京中がなることを祈る。

#### 狸と共生するまちづくり

「狸と共生するまちづくり」では、かなり大きな森林が必要になる。その上タヌキの生息できる森林はさまざまな生物が生息可能である。狸はもっとも人里に近いところに住む大型の哺乳類で、不可能な目標種ではない。行政の協力を得て、里地・里山を活用し、次項に示す自然再生重点地区や地域性公園などとあわせて実行することができる。

### 2. 都市内には「里山」ではなく「町山」を作る

都市内の再開発など、新たなまちづくりにおける緑地や公園では、「里山」ではなく「町山」づくりを目指す。

都市内の公園や住宅地のまとまった緑地などでは、花木・花卉など園芸種と、移入された野性種と、自然再生した野生種などが共存している。その上ヘビ・カエル・カブトムシなど動物も再生してきている。決して自然な里山ではなくとも炭焼きや椎茸・筍を栽培することもできる。しかし、オオタカがいるなど保護保全すべき「何々をしてはいけない：里山」ではなく、こういった都市内の緑地は、人為的に創られ庭いじりのように自由に人が関わることで成り立つ「都市の森」として、「何々をしてもいい：町山」と呼ぶ。

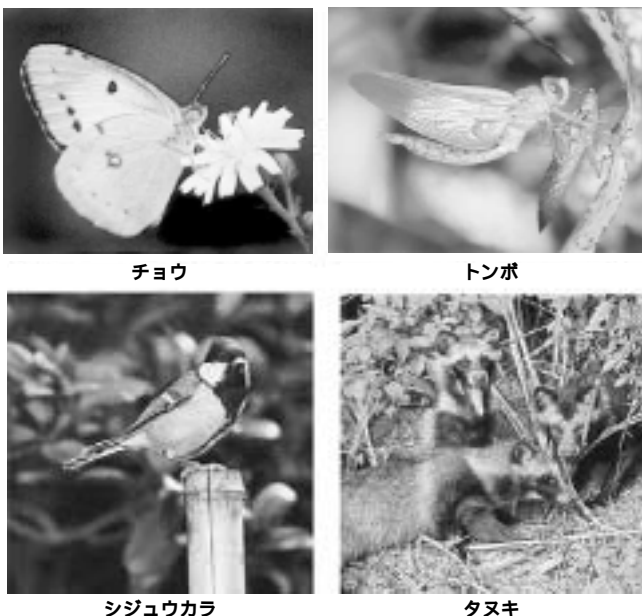
その上、このような「町山」では結果的に極めて自然性の高い雑木林がつくり出されるし、ボランティアらのコミュニティ活動の場ともなる。この「町山」での活動により、里山のような森林管理と、ガーデニングのような身近で親しみのある庭園管理が複合し「新たな都市的共生型雑木林」が成立することになる。



10～20年で町山は森になる

### 3. 市民参加による森づくりで自然の回復と心の回復を

新たな環境資源づくりの視点を持ち、都市内の環境再生に向けて既成市街地の、自然環境を保全・創出・再生することは極めて重要だ。そして市民や事業者の協力のもと、





ゴミの島を森にしよう

水と緑のネットワークやエコロジカルネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図ることなどが求められる。

たとえば東京湾のゴミの埋立地：ゴミの島は最大の未利用遊休地だ。ここに自然生態系を取り戻すための本格的な森づくりと森につながる自然な水辺、すなわち東京湾では既に失われたアカテガニが繁殖できるような、海とつながった森を再生することを提案する。周辺の海辺は岩場や砂浜・干潟・浅瀬を作り出し、完全に失われた東京湾の自然な水辺・水域を再生させる。

こういった計画は、自然再生事業のシンボルとして、行政が一方的に行なうのではなく、都民や全国民・NPO・企業・学識者・緑の専門家等による多様で複合的な活動主体の参加・連携の下に行なわれるべきだろう。全国の献木で創りだされた明治神宮の森のように、森づくりを通して、

伝統的な自然観や身近にふれあえる自然や自然生態系を回復させ、その市民の参加する活動を通して人々の心をも回復させることもできる。そのためには、スタート段階におけるその仕組みと仕掛けの企画作りが極めて重要になる。

## 提言5 -

### 行政が主導し、公民協働で自然再生する

#### 構想の意義

・自然と共生する社会を実現し、人々がともに協力し環境の視点からの構造改革・意識転換していくためには公民協働が不可欠である。そのためには市民・事業者の自主性だけでなく、行政が主体にやらなくてはならないことも多い。

#### 理由・背景

・公民協働の新たな環境の時代に対応する新たな環境資源づくりには、市民、事業者ら民間の役割も重要だが、行政側の責任も大きい。



地域性都市公園の例（東京農業大学造園観光研究会作成）

## 施策イメージ

・環境に対する様々な課題の中で、生物多様性が求められている。自然再生が非常に困難な大都市において、自然再生し生物多様性のある環境を作り出すためには、制度的な整備がきわめて重要であり、次のような自然再生型まちづくりを提案する。

### 1. 地域性都市公園の設定

都市内においては、新たな都市公園を創るより、自然公園のような地域性都市公園の整備を推進する事を提案する。既存の緑の多い住宅区域や、環境の良好な里山・里地を包含する地域などでは、その地域全体を公園区域に指定し、都市内の自然再生として、自由で親しみのある自然再生を図る。

その地域内では都市公園はもとより道路・河川・学校・その他公共施設において、さらに民有地の緑化協定・税制の優遇・農地の保全など総合的に自然再生整備を行なう。この地域性公園内には、核となるビジターセンターやボランティアセンター等があり、地域全体における環境学習の利用促進や自然保護保全活動のボランティア活動支援等を行う。その建設や運営においては市民や各種地域のサークルと連携した方策が必要である。

### 2. 自然再生重点地区の設定

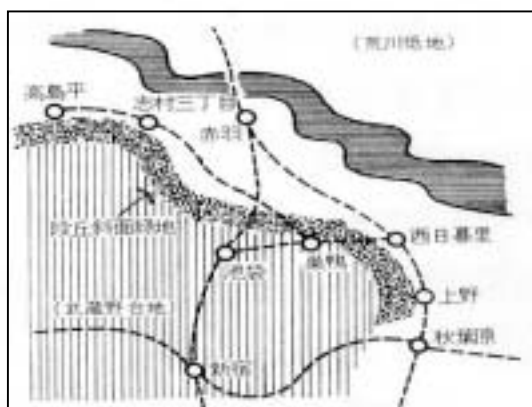
都心部の完全に都市化された市街地では、用地を取得して整備するのではなく、上記の地域性都市公園のように、民有地を含む一定の区域を定め、既存公園を中心にした自然再生重点地区を設定する。自然再生重点地区では道路緑化や屋上緑化・壁面緑化をはじめ、各種緑化補助制度や緑化協定など様々な緑化推進施策を行う。

### 3. 潜在的緑地制度の提案

本来、自然の河川や段丘斜面など連続した緑地は、一昔前まではその連続性を保持していたが、都市化の中で破

壊・分断された。この地形や緑地の本来あるべき連続性や必然性を地理的にトレースし、潜在的緑地を見つけ出しエコロジカルネットワークの修復を行なう。

たとえば、荒川低地と武蔵野台地の境目に存在する上野～日暮里～板橋に至る段丘斜面緑地などでみられるように、破壊・分断された段丘斜面緑地は、今、回復しておかなければ取り返しがつかなくなる。都市の中では分断され無植生となってもこのような潜在的緑地は貴重だ。レッドデータのように種の保全是大切だが、自然の基盤になる連続した緑地はさらに極めて重要。連続していれば部分的な種の絶滅があっても回復しやすい。できれば既存林を地形ごと残し、無植生でも地形保全・表土復元・緑化し、時間をかけて市民協働のもと自然再生を行う。



潜在的緑地の例

(文責：有賀一郎)

#### 自然再生型まちづくり特別委員会メンバ・表・執筆者名簿

|     |       |                   |    |       |                  |
|-----|-------|-------------------|----|-------|------------------|
| 委員長 | 細谷 恒夫 | (株)あい造園設計事務所      | 委員 | 山本 忠順 | (株)L.A.U.都市施設研究所 |
| 幹事  | 佐藤 憲璋 | (株)都市計画研究所        |    | 熊井千代治 | (株)アルファ計画研究所     |
|     | 井上 康平 | (株)緑生研究所          |    | 小山 隆一 | (株)エコル           |
|     | 新井 豊  | (株)フジランドスケープ      |    | 峰岸 久雄 | (株)エキープ・エスパス     |
|     | 有賀 一郎 | サンコーコンサルタント(株)    |    | 宮崎 超  | アジア航測(株)         |
|     | 加藤 文麿 | (株)環境・グリーンエンジニア   |    | 新畑 朋子 | アジア航測(株)         |
|     | 霊山 明夫 | (株)森緑地設計事務所       |    | 山口 朋浩 | (株)プレック研究所       |
|     | 内藤英四郎 | (株)内藤ランドスケープ計画事務所 |    | 吉岡 俊哉 | (株)緑の風景計画        |
|     | 藤井 孝信 | (株)オオバ            |    | 春田 章博 | (株)環境・グリーンエンジニア  |
|     | 高柳 利充 | (株)中央造園設計事務所      |    |       |                  |